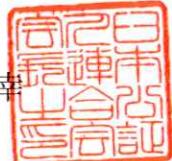


日公連第10号  
令和6年3月8日

日本行政書士会連合会  
会長常住 豊様

日本公証人連合会

会長小坂敏幸



電子定款の認証手続における電子委任状の公証人への送信方法について  
(周知方依頼)

平素から、公証制度等の運用に関し御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、電子定款の認証手続において、発起人又は設立時社員（以下「発起人等」という。）から定款作成代理人に対する電子委任状を公証人に送信する方法について、利用者の利便性の向上を図るため、本年4月1日以降は、下記のとおり取り扱うこととしましたので、この旨貴会会員の皆様に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 電子メールによる電子委任状の送信方法について

電子メールによる電子委任状の公証役場への提供については、これまでには、嘱託人から認証代理人に対する電子委任状についてのみ許容する取扱いとなっていましたが、この度、スタートアップ起業家の負担を軽減する方策として、発起人等から定款作成代理人に対する電子委任状についても、電子メールによって公証役場への送信ができる取扱いといたします。

なお、当面の間、電子メールによる電子委任状の提供は、電子定款の認証手続に限るものとしますが、将来的には、公正証書のデジタル化に伴い、公正証書作成の代理委任状など全ての公証事務に係る電子委任状が対象となる予定です。

2 登記・供託オンライン申請システム（以下「登記供託システム」という。）による電子委任状の送信について

登記供託システムによって電子委任状を送信する方法については、①発起人等が自ら委任状申請（発起人等の電子署名付き）の申請者となって、これに添付する形で発起人等の電子委任状（発起人等の電子署名付き）を提供する方法と、②

定款作成代理人が委任状申請（代理人の電子署名付き）の申請者となって、これに添付する形で発起人等の電子委任状（発起人等の電子署名付き）を提供する方法があり得るところ、この度、②の方法を認めない公証役場があるとして、各公証役場での取扱いを統一してほしい旨の申出を受けました。

そこで、この申出を受け、詳細に検討した結果、登記供託システムは、電子委任状に付する電子署名（電子証明書を含む。以下同じ。）と委任状申請に付する電子署名とをそれぞれ個別に有効性検証をした上、これら二つの電子署名の有効性が確認できないものは端末に配信しない仕組みになっており、技術的にも発起人等の電子委任状の有効性が担保されていることの確認ができました。

つきましては、発起人等の電子委任状の送信について、②の方法による取扱いも差し支えない旨各公証人に周知しましたので、お知らせします。